

公務員の給与改定に関する取扱いについて(抄)

〔平成19年10月30日〕  
閣 議 決 定

1 ～ 3 略

4 行政及び公務員に対する国民の信頼の回復を図るため、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。

(1) 略

(2) 不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて、総務省において制度の在り方に関する検討会を開催し、来年の春までを目途に結論を得る。

(3) 略